

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第646号

2014年(平成26年)4月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

児童手当に関する事、住民基本台帳に関する事、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に関する事、部等における他課に属しない事務(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に係る事務)に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について(答申)

2014年(平成26年)3月31日付けで諮問(第646号)された児童手当に関する事、住民基本台帳に関する事、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に関する事、部等における他課に属しない事務(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に係る事務)に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

子育て世帯臨時特例給付金事業は、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税が5%から8%へ引き上げられることに伴い、平成25年12月5日の「好循環実現のための経済対策」の閣議決定により、子育て世帯に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として国全体で子育て世帯臨時特例給付金(以下「給付金」という。)の給付措置が平成26年度限定で市町村において実施されることになっ

た。

これを受け、本市においても子育て給付課が担当課となり、平成26年度に国から補助金を受け、対象となる市民に給付金を支給する予定となっている。

給付対象者は、平成26年1月分の児童手当の受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限に満たない者で、対象児童は平成26年1月分の児童手当に係る児童、及び平成26年1月1日に出生、また、同日に国外から転入した児童については平成26年2月分の児童手当にかかる児童になる。

この事業の実施にあたっては児童手当事業の情報を利用し、対象と思われる世帯に申請書を送付する必要があるため、事前に支給要件について審査できるようデータを作成しておき、迅速かつ正確な支給をするよう求められているが、事務を担当する子育て給付課ではその取扱権限がないため、各関係課が管理する情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮り意見を求めるものである。

(2) 個人情報を利用させることについて

ア 目的外利用させる課

子育て給付課

イ 目的外利用させる個人情報の項目

(ア) 児童手当受給者

住所、氏名、生年月日、性別、口座情報、対象児童の氏名、住所、生年月日、性別

平成26年1月分の手当受給者及び平成26年2月分の児童手当の対象となる受給者

所管課 子育て給付課

事務の名称 児童手当に関すること

(イ) 住民基本台帳

住所、氏名、生年月日、性別、住民日、住民届出日、異動事由、異動日、転出先住所

平成26年1月1日に本市に住民登録をしている者及び給付金決定までに死亡した者

所管課 市民窓口センター

事務の名称 住民基本台帳に関すること

(ウ) 生活保護法に基づく受給者

住所、氏名、生年月日、性別

平成26年1月1日時点で生活保護を受給している者、平成26年1月1日時点で生活保護が停止している者及び平成26年1月2日から3月31日までに生活保護が停止又は廃止になった者

所管課 生活援護課

事務の名称 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定

による保護に関すること

- (I) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の受給者

住所，氏名，生年月日，性別

平成26年1月1日時点で支援給付を受給している者，平成26年1月1日時点で支援給付が停止している者及び平成26年1月2日から3月31日までに支援給付が停止又は廃止になった者

所管課 福祉総務課

事務の名称 部等における他課に属しない事務(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に係る事務)

- ウ 個人情報をも目的外に利用させることの必要性について

給付金の支給事業に必要な個人情報については，各関係課が所有している情報であり，子育て給付課では取扱権限を有していない。しかし，この事業については「好循環実現のための経済対策について」の閣議決定により実施が決定され，平成26年2月6日の国会で補正予算が成立している。本市だけではなく，国全体で実施される事業であり，事業の目的からも迅速で正確な支給を求められていることから，子育て給付課で各関係課が所有する情報を利用できるようにする。

- (3) 個人情報をも目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について
給付事業の対象者は約30,000世帯，49,000人と想定しており，通知すべき相手が多数で，通知する費用や事務量が過分に必要となり，本市の事務処理に著しい支障が生じることから，個別の通知は省略したい。なお，本人以外から収集すること及び目的外に利用することについては広報等で周知を図る。

- (4) 利用させる個人情報の取り扱いについて

各課での安全対策について

各課から子育て給付課に提供するデータのうち，上記2(2)のA～ウのデータについては，IT推進課に依頼し，各基幹システムから抽出を行い，直接IT推進課に設置されているネットワークサーバに保存する。上記2(2)のエのデータについては，抽出ファイルの形式をCSVファイルとし，データの受け渡しについては，パスワード設定や生体認証などが可能な媒体(USBメモリを予定)を使用し，双方の職員同士が直接受け渡しを行うと共に，媒体については紛失しないよう施錠が可能な専用ケース等に収納して複数人で運搬する。また，その際には受け渡し簿を作成し，双方で確認する。

ファイルについてはパスワードを設定し，利用できる職員を限定する。

以上，個人情報を取り扱う場合については「藤沢市個人情報の保護に関する条例」，「藤沢市情報セキュリティポリシー<基本方針>」，「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」，「データの保護及び秘密の

保持等に関する仕様書」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(5) 実施時期

2014年(平成26年)4月から2015年(平成27年)3月まで

(6) 提出資料

- ア 別紙1 支給対象者について
- イ 資料1 「好循環実現のための経済対策」閣議決定(抄)
- ウ 資料2 子育て世帯臨時特例給付金支給要領
- エ 資料3 子育て世帯臨時特例給付金申請の流れ
- オ 資料4 子育て世帯臨時特例給付金給付管理システム構成図
- カ 資料5 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に利用させる必要性について

給付金の支給事業に必要な個人情報については、各関係課が所有している情報であり、子育て給付課では取扱権限を有していない。しかし、この事業については「好循環実現のための経済対策について」の閣議決定により実施が決定され、平成26年2月6日の国会で補正予算が成立している。本市だけではなく、国全体で実施される事業であり、事業の目的からも迅速で正確な支給を求められている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由について

給付事業の対象者は約30,000世帯、49,000人と想定されており、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理に著しい支障が生じる。なお、実施機関の説明によると、本人以外から収集すること及び目的外に利用することについては広報等で周知を図る、としている。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上